

## I 感染者が確認された場合

### 1 児童生徒等が広域から通学する学校（府立学校等）の対応

ステージ1 感染者が確認された → 臨時休業

ステージ2 臨時休業の学校が複数出た → 全校臨時休業

市町村教育委員会等が所管する学校全てを臨時休業とするよう要請

### 2 児童生徒等が狭域から通学する学校（市町村立学校等）の対応

府の考え方（上記1）を提示し、各市町村の範囲で同様の対応を行うよう要請する。

※ステージ1であっても感染者の行動履歴（他校との合同行事に参加した、部活動で他校生と交流した等）により、個別の状況に応じて、複数校又は市区町村内の全校の臨時休業とすることを検討する。

※市区町村において、全ての学校が臨時休業となった場合、当該市区町村にある府立学校を2週間の臨時休業とする。当該市区町村在住で、当該市区町村外へ通学する生徒等については、出席停止とする。

## II 濃厚接触者※が確認された場合

※必要な感染予防策なしで感染者等と接触したり、対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、感染者と接触した方等で、保健所により特定された者

### 1 児童生徒等が広域から通学する学校（府立学校等）の対応

当該児童生徒等が在籍する学校の一部又は全部を臨時休業とする。

### 2 児童生徒等が狭域から通学する学校（市町村立学校等）の対応

府の考え方（上記1）を提示し、各市町村の範囲で同様の対応を行うよう要請する。